
村の債権の分類

村の債権は、地方自治法第 240 条第 1 項に規定されており、大別すると村税及び公債権、私債権に分類されます。

この分類により、もし滞納が発生した場合において、村の徴収方法や延滞金及び遅延損害金が発生する等の違いがあります。

公債権とは？私債権とは？

公債権

公債権とは、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定される債権です。行政庁の処分（公法上の原因）により発生し、債務者はこの処分に対して不服申立が可能です。公債権は 2 年又は 5 年の時効期間の経過により消滅します。

公債権はさらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されます。

強制徴収公債権

強制徴収公債権とは、個別の法令の根拠規定により、村が滞納債権について地方税法の例による滞納処分（給与・預貯金・不動産等の差押えや担保権の実行等）を行える債権です。

非強制徴収公債権

非強制徴収公債権とは、強制徴収公債権とは異なり、個別の法令に根拠規定がないため、滞納処分が行えない債権です。

よって、村は滞納債権について、支払督促や訴えの提起等を通じて強制執行を行います。

私債権

私債権とは、契約等の当事者間の合意（私法上の原因）に基づき発生する債権です。

公債権とは異なり、債務者は不服申立できません。私債権は民法又は商法の規定により 1～10 年の時効期間の経過と、債務者による時効の援用によって消滅します。援用されなければ、私債権は消滅しません。

非強制徴収公債権と同様に滞納処分が行えないので、村は滞納債権について支払督促や訴えの提起等を通じて強制執行を行います。

公債権と私債権の違いについて、まとめたものが下記の表になります。

公債権と私債権の違い

債権種別	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
発生	公法上の原因 (不服申立 可)		私法上の原因 (不服申立 不可)
督促	時効中断 (不服申立 可)		時効中断 (不服申立 不可)
時効	2年又は5年		1～10年(時効の援用が必要)
滞納により発生	延滞金(年14.6%)		遅延損害金(年5%)
滞納債権の回収方法	滞納処分	支払督促や訴えの提起等を通じて、強制執行	

(注) 確定判決や裁判上の和解等をした場合、本来の時効が10年より短い期間であっても、時効は10年となります(民法第174条の2)

(注) 延滞金及び遅延損害金の利率は、他の法令や契約において特別の定めがある場合、上記利率とは異なる場合があります。

もし納期限内に納付されなかったら…

村の債権について、もし納期限内に納付されなかった場合、納期限の翌日から延滞金又は遅延損害金が発生します。

- ・ 公債権・・・延滞金(年14.6% ただし特例あり)
- ・ 私債権・・・遅延損害金(年5%)

(注) 他の法令や契約において特別の定めがある場合、上記利率とは異なる場合があります。

納期限内の納付者との公平性を保ち、納期内納付を促進することを目的とした制度です。皆様のご理解とご協力をお願いします。